

平成23年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(13日目)

平成23年6月13日(月)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 承認第 2号 平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 2 承認第 3号 平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 承認第 4号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 5号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 5 報告第 1号 平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 2号 平成22年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 22号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第 23号 永平寺町暴力団排除条例の制定について
- 第 9 議案第 24号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 25号 永平寺町景観条例の制定について
- 第11 議案第 26号 永平寺町副町長の選任について
- 第12 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 陳情第 2号 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請について
- 第14 閉会中の継続審査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 承認第 2号 平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 2 承認第 3号 平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決

処分の承認について

第 3 承認第 4号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

第 4 承認第 5号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

第 5 報告第 1号 平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 6 報告第 2号 平成22年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 7 議案第22号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について

第 8 議案第23号 永平寺町暴力団排除条例の制定について

第 9 議案第24号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第25号 永平寺町景観条例の制定について

第11 議案第26号 永平寺町副町長の選任について

第12 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第13 陳情第 2号 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請について

追加日程第 1 発議第2号

安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書について

第14 閉会中の継続審査の申出

3 出席議員（17名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上坂久則君
 11番 長谷川治人君
 13番 松川正樹君
 14番 渡邊善春君
 15番 伊藤博夫君
 16番 上田誠君
 17番 酒井要君
 18番 河合永充君

4 欠席議員（1名）

12番 竹澤一敏君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
教 育	長	青山慶行君
消 防	長	中村勘太郎君
総 務 課	長	布目洋一君
企 画 財 政 課	長	山村岩夫君
会 計 課	長	立花紀子君
監 理 課	長	南部顕浩君
税 務 課	長	山田和郎君
住 民 生 活 課	長	市岡栄二君
環 境 課	長	勝見隆一君
福 祉 保 健 課	長	岡本栄一君
子 育 て 支 援 課	長	伊藤悦子君
農 林 課	長	小林良一君
商 工 観 光 課	長	酒井圭治君
建 設 課	長	山下誠君
上 水 道 課	長	山本清美君
下 水 道 課	長	清水満君
健康福祉施設整備室長		山田幸稔君
永平寺支所長		椛山勇君

上志比支所長	茶谷重敏君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川 伸君
町立図書館長	青山喜代美君
消防署長	竹内貞美君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書 記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時01分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに13日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策と東日本大震災に伴い全国的にエネルギー使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますのでご理解お願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 承認第2号 平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第2 承認第3号 平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 日程第1、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第2、承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） よって、日程第1、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第2、承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） ただいま上程をいただきました承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてから承認

第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてまでを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、去る3月28日付にて地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり歳入歳出の総額に1億8,015万7,000円を追加いたしまして、予算総額を93億6,110万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに歳出の主なものからご説明をさせていただきます。

11ページをお願いします。

款2総務費、目4財産管理費におきましては、財政調整基金へ2億276万4,000円積み立てをしたものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、ことし大雪によりますひとり暮らし高齢者世帯の屋根雪おろし支援事業の補助金として79万8,000円、また介護基盤緊急整備等特別対策補助金327万1,000円の増につきましては、国の補助事業の単価改正に伴い補正したものでございます。

目6老人福祉施設費の14節使用料及び賃借料では、永寿苑の送迎バスの借上料として18万7,000円、15節工事請負費におきましては、同じく永寿苑の事務室及び浴室、脱衣室の3カ所にインターホンを設置するための経費13万2,000円の予算を計上したものでございます。

12ページの項2児童福祉費、目4児童福祉施設費の1,282万8,000の減額につきましては、当初予定しておりました常勤嘱託職員が結婚、また出産などの都合によりまして年度途中で7名の方が退職されたことによりまして減額補正をさせていただきました。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費で農地集積実践事業補助金の減額は、制度改正により戸別所得補償の規模拡大へ事業振りかえにより390万4,000円、競争力ある福井米づくり事業では、今回の補助申請がなかったこ

とにより130万5,000円それぞれ減額したところでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路施設改良費の1,000万円の減額につきましては、県が主体であります県営道路整備事業におきまして一部工事を明許繰り越したことによりまして本町の県営事業負担分を減額したものでございます。

次に、これらの財源であります歳入についてご説明をいたします。

9ページのほうへお戻りをいただきたいと思います。

款9地方交付税におきましては、特別地方交付税の額が確定したことによりまして、今回1億7,047万2,000円を計上させていただいたものでございます。

款11分担金及び負担金、目1農林水産業費分担金におきましては、吉野地区及び光明寺地区の基盤整備事業の地元負担金について、年次計画事業がすべて確定終了後に一括納付することで282万円の減額をしたところでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金では、今回の記録的な大雪によりまして町道の除雪経費に対し国から臨時市町村道除雪事業補助金850万円の交付があり、補正予算を計上いたしたところでございます。なお、歳出におきましては、除雪に係る費用を財源組み替えしたものでございます。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金の139万7,000円の増額補正につきましては市町村振興プロジェクト補助金の額が確定したことにより、目2民生費県補助金、2節老人福祉費補助金327万1,000円の増額は、先ほど歳出でご説明いたしました介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金として10分の10として計上させていただきました。

10ページに移りまして、目5農林水産業費県補助金367万6,000円の減額につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたように、競争力ある福井米づくり事業補助金は事業費の3分の2の87万円、農地集積実践事業補助金は国、県の補助負担割合により280万6,000円それぞれ減額補正したものでございます。

款19諸収入において189万9,000円の増額補正につきましては、市町村自治宝くじの収益金の交付枠の確定により増額補正したものでございます。

以上、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成22年度介護保険特別会計補正予算につきましてご説明

をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては一般会計同様、去る3月28日付にて地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては予算総額の増減はございませんが、歳入の項目ごとの増減額の調整によりまして、歳出においては財源の組み替えをお願いするものでございます。

なお、第1条にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、18ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、20ページの歳入についてご説明をさせていただきます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の938万5,000円の減額につきましては、年度末の保険料調定によりまして、特別徴収分で172万4,000円の増、普通徴収分1,110万9,000円の減によるところでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の418万9,000円の増額並びに款4支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金の215万円の減額につきましては、それぞれ決算見込みにより補正をさせていただきました。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金の734万6,000円の増額につきましては、ただいま説明いたしました介護保険料、調整交付金、支払基金交付金のそれぞれの項目の増減額により不足分を準備基金より繰り入れしたものでございます。

21ページの歳出におきましては、ただいま説明しました歳入を款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費と、同じく款5地域支援事業費、項1介護予防事業費、目2介護予防事業一般高齢者施策事業費においてそれぞれ、補正額の財源内訳にありますように財源の組み替えをしたものでございます。

以上、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分についてから承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分までの提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（河合永充君） これより、日程第1、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第2、承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件について、1件ごとに質疑を受けます。

まず、日程第1、承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成22年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第2、承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成22年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定しました。

～日程第3 承認第4号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 日程第3、承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程されました承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書の24ページをごらんいただきたいと思います。

この改正につきましては、第21条中の「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改めるもので、基礎課税額、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるものでございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日を平成23年4月1日とするもので、第2条につきましては、適用区分を改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度までにつきましては従前の例によるものとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 何点か質問ありますけど、1つは、1年間に4万円最高限度額が引き上げられるというのは久々というんか、近年なかったんでないかなと思っているんですね。これで合計しますと最高限度額が77万円プラス4万円ということになると思うんですね。

○15番（伊藤博夫君） 。

- 3番（金元直栄君） 合計すると。
- 15番（伊藤博夫君） 74万円が77万。
- 3番（金元直栄君） 74万円が77万か。
- （ ） 君） 73万が77万。
- 議長（河合永充君） 73万が77万。
- 15番（伊藤博夫君） 73万円が77万。

○3番（金元直栄君） ごめんなさい、ごめんなさい。値上がりして77万になるんですね。そういうので最高ではないかなと思っているんですが、近年どのように引き上げられてきているのか、ちょっとわかれば示していただきたいのと。

あと、正確には、国では国民健康保険料、条例で税になっているんですけども、そこで本町の場合、国民健康保険が最高限度額に達するのは所得でいうとどれくらいか。固定資産は別にしてどれくらいでそうなるのかというのをちょっと、もし計算されていたらお示ししてほしいのが2つ目ですね。

3つ目は、国の法改定によりと言いますけれども、国がこの金額にしないといふことではないと思うんですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） まず、限度額の引き上げにつきましての近年の状況でございますが、昨年、21年度から22年度に対しまして、基礎課税額で1万円、後期高齢者支援金で1万円の引き上げ、それから介護給付金で2万円、計4万円の引き上げがございました。その前の年、20年から21年につきましては、基礎課税額につきましては引き上げはございませんでした。後期高齢者支援金につきましても引き上げはございませんでした。介護給付金につきましては1万円の引き上げ。これはちょっと言い方が悪かったんですが、ございました。これちょっと過去にもまたそれぞれありますが、通常ですと年間大体3万円から4万円という金額が引き上げされているものではないかなというふうに思っております。

そして限度額の所得でございますが、国民保険税につきましてはそれぞれの賦課の算定がございまして、均等割、平等割、所得割、資産割というふうになってございます。それを合わせての限度額ということになっておりますので、所得がどんだけというふうなことは一概にはちょっと言えない面がございまして、今、国のほうで発表されている点につきましては、約で、あくまでもぐらいいろいですが、おおむね1世帯当たり大体700万ぐらいいろいの所得が限度額に達するものでないかなというふうに思っております。

それから、永平寺町自身が国の政令に対しまして引き上げをせなあかんかというところでございますが、その点につきましては、一応国保税を運営していく上でそれなりの国の指示とかそういったものがございますので、そういったものについてはやっぱりある程度対応していかないと、その次にまた引き上げが行われるかと思いますが、そういった時点でまた大幅な引き上げということになると思いますので、なるべく細かく細かく引き上げしていくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 近年急速にというんですか、最高限度額の大幅引き上げが続いているんですね。でもその所得、大体700万円ぐらいでそうなるのではないかなというのは私も聞いているとおりです。だから結構低くて限度額が77万円の、700万でそうなんですよ。だから700万円以上についてはどんだけ所得があっても77万円で打ち切りでそれはそれでいいんですが、所得700万円以下の人たちに順次かかっているわけですね。限度額のないところに。つまりここは結構高負担というのは皆さんご存じやと思うんですね。

働いているところと違って、働いていれば企業主が2分の1負担あるということでそれは軽減されるんですが、本来、国が2分の1負担していたのをやめて、今ではもういろんな会計のことも含めると25%ぐらいしか負担していないのではないかなということがあって、ここ二十数年どんどん負担がふえてきたという話やと思うんです。

後期高齢者医療制度とか介護保険が始まる前は限度額が50万円前後でしたよね。つまり介護保険の税金も、いわゆる後期高齢者の税金もほかできちっと保障していたわけでしょう。こういう人たち、要するに国保なら国保に入っている人たちがその分も払っていたわけではなかったんですね。そういう新しい制度ができて、その分全部おっかぶせになっているんですよ。それは結論からいうと、いわゆる国の繰入額がどんと減ってきているというのが根っこにあるんですが、そこを見るとやっぱりこういう引き上げ方というのは、国が政令改定するからということはあるけれども異常でないかと思うんです。

その辺は、町は特別会計を運営するに当たって非常に苦しい点はあると思うんです。特別会計の運営はこっちの仕事になるんでしょうけれども、税務はそれだけとはいいいながら、こういう中でやっぱり一つの傾向としては収納率が国保ほど

んどん低下しているというのが実態だと思うんですね。それらとの関係で担当課としては、課税する課としては率直にどうお考えなのか一言聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 今回の改正につきましては、あくまでも限度額の改正ということでございまして、どちらかといったらそれなりに所得の高い方がそういった負担を負うような形になっているというか。高い方といいますのは限度額を超える方ですね。申しわけございません。が負担を負うようになっています。それ以下の限度額に達していない方につきましては通常どおりの税率で国保税をいただいておりますということです。それに対してそれが高いかどうかというのはまた別問題といたしまして、この限度額の改正については何ら支障がないんでないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、後期高齢者及び介護保険の制度が始まりまして、それまではもっと限度額が低かったのに高くなってきたというふうな点でございしますが、これにつきましても国保ばかりのみならず、普通の社保につきましてもそれ相応の負担をしていただいております。それに対しての国保に対する負担ということでございますので、そういうふうに考えていただければ結構かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） それはそう考えてもらえればいいのかと言うんですが、そう考えられないから質問しているんで。

ちょっと心配なのは、今言われましたように、国がそういう内容で指示してきている中でそう動くというのは、それは会計を運営する、その徴収をする側としてはそういうこともあり得るんかもしれないです。ただ、僕が言いたいのは、所得700万ぐらいまでの人が最高限度額を払っているんです。その限度額が上がる。それ以上の人たちも負担は結構高いんですよ。しかし とかそういうことで国民健康保険に入っている人たち、所得何千万もある人については軽くなっているからそれはいいんです。これは、その限度額に達するまでの人たちの負担そのものが全体としてふえているということなんです。4万円というのはね。その負担が大きくないか。だから全国的にも未納というんですか、未収が非常にふえているのが国保会計の現状やと思う。こうやって一方的に毎年のようにどんどんどんどん引き上げられてくるのには、やっぱりこういう場で賛成できないと

いう態度をとっていきたいと思いますので討論いたします。

それはひとえに行政の責任やと言っているわけじゃないですよ。本来、行政側は会計運営、税負担の問題からいっても国に対して、昔、国民健康保険会計だけで高齢者医療、老人医療とかそういうのを賄っていた。そういう負担を国としてもちゃんと応分の負担をしてくれと言うのが行政の仕事やと思うんです。一方的に引き上げというても、介護保険が始まって10年で二十何万引き上がったということなんですね。これで27万。6割引き上がっているんですよ。それはやっぱり異常です。この最高限度額の負担だけ。でもよく見て欲しいのは、それを負担しているのは限度額に達した人たちだけでなしに、そこまでに達している人たちもそれだけ負担が大きくなっているということなんです。そこをやっぱりきちっと見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 国民健康保険税の最高限度額が、やはりこの間どんどん引き上げられてきています。この介護保険制度が導入されてから10年ちょっとですがそういう中でも、それ以後、後期高齢者医療制度も始まったんですが、当時、最高限度額が50万円程度だった。それが合計77万円ですね。それは負担する側としても大変な状況にある。それが一つ。こうやっぱり毎年引き上げられるんでは問題ではないか。社会保険との関係でも非常に高いという比較があります。だから国民健康保険税については全国的にも滞納が今非常に問題になっています。高過ぎて払えないと。

反対理由の2つ目は、最高限度額の引き上げについては政令で示されている法改定というわけではないんですね。国の限度額はここまでなら引き上げてもいいですよという一つの目安の提示であって、それを判断するのは行政である。行政も負担のことを考えてどうするかということは、やっぱり考える時期にもう来ていると言われていながら随分たっているということで、ここを、引き上げをどん

どんどん認めていくと、それは最高限度額に達したそれ以上の人たちは割高な負担であっても所得が多ければ多いほど、負担が77万でもほんで限度が打ち切りですからそれはそれでいいんですが、その人たちの負担は相変わらずふえ続けている。高負担であるということには変わりないです。

そういう立場からやっぱり、これだけ厳しいときに引き上げだけはどんどんされていくというのではもうたまりませんから国保税の限度額の改定については反対の立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 今ほどの、私は賛成の立場から賛成討論をいたしたいと思います。

実は今の国、県の法令を見ますとやむを得ないというようなことも含めまして、法に照らし合わせましてこの限度額を引き上げるものでございますので賛成をいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

承認第4号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を起立により採決します。

本案を本報告書のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案を本報告書のとおり承認することに決定しました。

～日程第4 承認第5号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第4、承認第5号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） ただいま上程いただきました承認第5号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明をいたします。

この改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日

に公布されたことに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書の27ページをお願いいたします。

附則（平成21年9月28日条例第16号）第2条経過措置において、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、第5条第1項に規定している出産育児一時金35万円を39万円に暫定的に引き上げた出産育児一時金を恒久化することとするものでございます。

改正内容につきましては、第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改め、附則（平成21年9月28日条例第16号）第2条経過措置を削るものでございます。施行期日は平成23年4月1日です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは教育民生常任委員会でも審議したんですが、こういういい制度はもう少しわかりやすく皆さんに説明してもらったらいと思うんです。例えば保険に入っている病院では下がりますよとか、そういうのもあわせてね。ただ条文を読むだけではなかなかわかりにくい。そこをわかりやすくやっぱり説明するのが開かれた議会の仕事でもありますので、ぜひ説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） 簡単にとするとあれですけど、附則にございます経過措置が本年の3月31日で時限立法的に終わるわけですね。それを削りまして、第5条第1項の「35万円」を「39万円」に引き上げるということでございます。

それと、今まで3万円という医療保障のお金があったんですが、計42万円ですが、これを上積みして、実際的には42万円を支給しているという実情でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

採決します。

承認第5号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定しました。

～日程第5 報告第1号 平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長(河合永充君) 日程第5、報告第1号、平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山村岩夫君) ただいま上程をいただきました報告第1号、平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告についてご説明をさせていただきます。

平成22年度一般会計繰越明許につきましては、去る3月定例議会におきまして一般会計補正予算(第6号)の中でご審議をいただきましたが、今回の報告では繰り越しする経費について繰越計算書の調整を行いましたので、地方自治法施行令第146条第1項及び第2項の規定に基づきご報告を申し上げる次第でございます。

議案書の29ページの計算書をごらんをいただきたいと思います。

まず、この表の2段目の款6農林水産業費の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の繰越額1,000万円から先にご説明をさせていただきますが、この繰り越しについては、吉野地区の基盤整備事業で関係機関との調整おくれにより工事の一部を平成23年度に繰り越しするもので、国が事業費の55%、県が30%の率で850万円と、それから一般財源150万円の財源内訳でございます。

次に、表頭の款3民生費の志比北幼稚園施設改修工事241万2,000円から款8の土木費、2事業ございます。それから款9消防費1事業、款10教育費3事業ございます。それぞれ7事業の繰越額としましては1億1,269万9,

000円で財源内訳で国及び県支出金の小計額8,118万円、一般財源3,151万9,000円の事業繰り越しにつきましては、去る3月議会において一般会計補正予算(第6号)で計上いたしました国の円高・デフレ対応のための緊急経済対策における地域活性化交付金を活用し、雪に強い道路事業や快適な学校環境の整備などの事業に充当したものでございます。

なお、これらの事業につきましては、国の指導によりまして予算全額を平成23年度へ繰り越ししたものでございます。

以上、報告第1号、平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長(河合永充君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成22年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第6 報告第2号 平成22年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について～

○議長(河合永充君) 日程第6、報告第2号、平成22年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山村岩夫君) ただいま上程をいただきました報告第2号、平成22年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書のご報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び同施行令第150条第3項の規定によりご報告を申し上げ、説明を申し上げる次第でございます。

議案書の31ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の事故繰り越しにつきましては繰越計算書のとおり、款7商工費、事業名が永平寺門前のにぎわい創出事業で、志比地区の道路改良及び舗装工事、工事契約としまして7,284万600円が年度内完成を見込んでおりましたが、1月からの大雪による積雪などのために道路改良工事が期限内に完成できなかったため、工事の一部、道路舗装分でございますが、これを平成23年度に事故繰り越しするものでございます。

なお、平成23年度への繰越額は759万5,000円でございます。財源は目玉となる観光地づくり推進事業県補助金で506万3,000円、これは事業費の3分の2の補助率でございます。一般財源253万2,000円でございます。県におきましてもこの事業を本町と同様に事故繰り越したものでございます。

以上、報告第2号、平成22年度一般会計事故繰り越し繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） こういう事故繰り越しという形での提案は、私の記憶では議会始まって以来やと思うんですね。だから、そこはちょっと詳しくやっぱり説明しておいてもらったほうがいいと思うんです。何でそうなるのかと。単に議会の説明だけではなしに、やっぱりそこは大事だと思うのでお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 永平寺町が合併しまして5年を経過しましたが、事故繰り越しとしては今回が初めてでございます。

先ほども報告申し上げましたとおり、県が事故繰り越したことによりまして町も繰り越しするんですが、この事業は県の補助事業でございます。先ほど申し上げましたように、当初は年度内に、3月31日をもって完成する見込みでしたが、どうも4月にまたがるということから4月にまたがる事業分を今回事故繰り越しという形で計上させていただきました。

本来ですと3月議会で明許繰り越しとしてするんですが、3月の予算時期につきましてはまだ完成見込みということから、今回、事故繰り越しという形をとらせていただきました。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕は、会計上も始まって県も事故繰り越しをしているということで、それはそれなりの理由があるんだろうと思うんですが、やっぱりこういうことを会計処理しなければいけないという、事業の進め方とかいろんなことも含めて、こういう会計報告での教訓というのはまとめられているんですかね。その内容をここで発表するかどうかは別にして、僕はそれが大事やと思うんですね。

計画してきた事業がどうだったのかも含め、逆に言うと短期間でやろうとするところに無理が出てくる場合もあるかもしれませんし、そんな教訓をきちっとまとめておかないと、本来、繰越明許で対応する、大体予算が繰越明許で来てほとんど繰り越されたやつをそれなりの短期間にやれということで問題も生じるかと思うんですが、その辺はやっぱ行政としてどうまとめていくんか、教訓として学びとるのかということとはぜひお願いしたいと思うんですが。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 通常、繰越明許ということで、途中でこれは年度内にできないということが大体わかってまいります。そういう意味で3月補正予算とかということでそうしていますけれども、この事業の場合には、3月31日に完成するだろうということでずっと来ていますので、途中からやはり大雪のそういうあれが、その分のおくれがなかなかカバーできないということが年度末にわかってきましたんでこのような方法をとったところでありますので特にそういうふうなあれではないんですけれども、本来ならば当然そういう繰越内でやっていくというのが普通ですけれどもどうしてもということで。

これ、たしか4月15日に完成していると思いますので、そういうことでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 僕は逆にこの事故繰りというので、どうも役所の仕事というのは年度末、3月50日とかというような感覚でやっておられるのかなと思った中で、4月15日の完成についてもきちんと事故繰りで処理されているということで、これは当たり前なんですけれども、今まで自分がいろんな形で、5月末の推定計算もあることから少し若干その辺甘いかなという考えを持っていたんですけれどもこの辺はきちんとされているということで、私としては逆にきちんとされたなという印象を持っておるんですけれども。

この辺は、昔はそんな感覚でなかったのかなと思うんですけど、最近はきちっと1日たりとでもこういう処理をされるんですか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 本来ですと、議員おっしゃったとおり年度内で完成というのは通常でございます。今回のこの事業につきましては、先ほども言いましたように国の補助事業を伴う県の事業ということで、県が事故繰り越したことで本町も事故繰り越しました。

ただ、すべてが年度内に完成するかというのはなかなか非常に難しいと思います。町単、町の単独事業ですとやはり出納閉鎖期間という、行政としてもちよつと甘えるところがあるんですが、若干3月31日を越える場合もございます。そういうことで今回はたまたまそういう事故繰り越しという形をとらせていただきましたが、通常一般の町単独事業ですとそういうふうなことはまだ若干見受けられます。会計独立の原則がございますので、年度内、3月31日に終わるようになるべくそういうふうな形の事業推進を、事業を早めて終わるような形をとっていかなければならないかなとは思っています。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第2号、平成22年度永平寺町一般会計事故繰り越し繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第7 議案第22号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 日程第7、議案第22号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

本件は、去る6月1日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

去る6月1日、本会議において当委員会に付託されました議案第22号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算について、6月9日に委員会を開催し、慎重に審議し審査をいたしました。その結果、賛成多数で原案のとおり可決をいたしました。

歳入歳出総額1,594万3,000円を追加する平成23年度永平寺町一般会計補正予算は、本庁舎の耐震診断による基礎部分のボーリング調査費、「NHKのど自慢」公開番組の会場設営の費用の増額、雪により損傷した浄法寺山青少年旅行村の施設補修費、新たに入団した消防団員の被服貸与費の増額、志比堺地区の耐震性貯水槽周辺の舗装工事、小中学校の校舎改修や修繕費用が主な補正でありました。

審査中の委員からの主な質疑としては、歳入の建物災害共済保険の加入状況、「NHKのだ自慢」公開番組による町のPRやその利用方法等、地域コミュニティ活動支援補助金50万円についてその交付要綱を提示してほしい、本庁舎のポーリング調査の方法と庁舎業務と庁舎内の日常事務について、浄法寺山青少年旅行村の施設の補修内容と支所を含め、他の公共施設や避難所等の耐震は、消防団員の手当て、定年制、また配置定員、定数と小中全学校の照明の照度調査を、自転車通学と安全指導についてなどの質疑があり、その都度理事者側から回答がありました。その中で消防庁舎の建設について考慮する旨の回答が得られたことは大変望ましく思いました。

予算の審議中において、新規事業、また補助事業の要綱と補足の資料が一部に不十分であると思われまます。これまでの予算審議においても見受けられましたので、これからは十分に注意されますよう理事者側に申し添えて報告いたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長に質問いたします。

実は今委員長の報告でも触れられましたが、議案書の38ページに出ております補助金、地域コミュニティ活動支援事業補助金です。私はこういうことが出てきていることから、この補助交付要綱をぜひ議会に示してほしいということで要求しました。

これは聞いてもらいまして、決算特別委員会が終わった後に議員に配付されているんですが、この内容を私も読ませていただきましたが、やっぱり何点か問題があると思うんですが、その辺、委員長さんはどうお考えでしょう。もし委員長さんの特別がなければ、次、理事者に質問したいと思います。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） この中身につきましては、私が提案した問題でございませんので、提出されました理事者側のほうからのご答弁をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私が質問したいのは、コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱を見ました。私、これについてだめやと言っているわけじゃないんです。こういうことを町として制度されるのはそれはそれでいいんですが、内容を見てい

て幾つかわからないというんか疑問な点があるので、その点だけ確認しておきたいと思います。

これはついこの間手元に来たもんで読んでいるんですが、例えば3条、補助対象事業、ここを見ますと、これ3行目ですが「コミュニティ活動に直接必要な設備の整備等に関する事業を補助する。ただし、対象経費が50万円を超える事業に限り、1団体1事業、年度内のみ新設する」、これだけを読むと1年で1回しかできないと。つまり、年度明けたらまたいいのかという疑問が出てくるんですね。

それと年度内の件数制限、例えば今回は1件ですから50万円と言っていますが、地区はここで100地区あるんですね。100区。それを単純計算すると5,000万。20件ぐらい1年に重なった場合どうなるのか。1,000万ぐらいですから、それは大したことないかもしれないですね。でもそういうことが出てくる。この要綱を見ている限りだと、私が見る限りでは要望があり、これで適用されるということになると全件数に対応しないと不公平になるのではないかと。予算の範囲内で、例えば1年に20件要望があつて予算額が500万円やったら金額は25万円に減ってしまうわけですね。そういうことがあり得るのか。また、設備ですから集落センターなんかへのトイレの改修なんかでも耐震なんかにも使えるということですが、クーラーの設置なんかはどうなのかということも具体的な内容としてあります。1事業1回限りとするのかということ、これは年度が変わって、次の年にまた事業名で要望するとその対象になるのかというのが3条のところでの疑問。

さらに、その次のページ、第5条、補助金の額での疑問ですと、2分の1内の補助で50万円を限度とする。これはわかるんですね。補助金は原則的に1事業1回限りとするんですが、1事業1回ですよ。1地区1回ではないんですね。だから名目が変わればよいということか。私はこういうことを考えると、かなりの地区がありますから、せめて一回りするぐらいまでは当面地域で1回限りということを入れたほうがいいのではないかと、そういうこともちょっと私個人としては思ったりもするんですが、そのほうが公平になるのではないかと。

ただし、人口規模やとか地区の戸数の問題とかいろいろあつて、言葉は悪いですが、周辺地域に行けばその村の管轄する範囲が非常に広大になるからお金がかかるということもあるでしょうから、そんなことを考慮しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 地域コミュニティ活動支援事業補助金のご質問をいただきました。

ここに、第3条にありますように、あくまでも対象につきましては自治会を中心として考えております。1団体1事業ということで、この1団体というのは団体と自治会とどうやという問題が一つあるんですが、これは自治会の中の団体、例えば婦人会の組織とか老人会、子ども会、いろいろありますが、その団体というふうに位置づけさせていただいております。申請するのはあくまでも自治会が申請するという形をとらせていただいております。それで1団体、年度内で1事業ということでございます。そういうことで、例えば第2項に4項目ほどのその活動いろいろ、どういう活動が対象になるかというのを一応挙げさせていただきましたが、この該当にある事業であれば、年度内に1事業補助するという内容になっております。したがって、ことしは別な形の申請をすれば、翌年度ある自治会が、また来年も別な形の事業であればその対象になりますよということです。

そういうことなんですが、ただし、ここにも書いてありますように、自治会も当然事業費が絡んできます。50万以上の事業費を町内で計画していただいて、それに対する補助が補助要綱に当てはまれば、町としてはその2分の1の限度額ということでございます。そういうことで、50万以上については自治会でお願いしますということで、例えば町内で100万事業費がかかれば50万は町が出しますよということです。40万にしたらどうですかというと、40万は対象事業としてはできませんよという要綱になっております。

そういうことで、ことしの冬に向けて除雪の関係でちょっと要綱を慌ててつくらせていただきました。本来ですと予算の範囲内というのを1項目入れたほうがよかったのかなという感じはします。これはまた今後状況を見て、また要綱の一部改正なんかも含めて検討していきたいと思っております。今のところは、1年に1つの事業であれば、この事業が当てはまれば町として支援していくという考え方で。来年、またその町内の新たな別の事業であれば、それも一つの活動支援もしていく内容になっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 聞いていますと、これ6月1日から実施するとなっているん

ですが、僕はちょっとそれは心配な点がありますね。目ざとい区であれば、たんびたんび事業名を違えて申請することもあり得ると思うんですね。そうなってくると、ある意味、資金力のあるところはどんどん取り組む可能性があるわけです。そこは公平感を保つためにはどうするかという一つの方向性を行政として出していけないとこういう事業としては。

一つの例として言えば、地域の集落センターを建てるにしても、それは県やら町の補助をいただいても、例えば最低20年なり25年間はだめですよという話の一つの内容としてはあると思うんですね。それは公平性確保のために僕はあると思っているんですね。

だからそういうことになると、これではその名目さえ変えればいろいろできるし、全く要望しないところはというんか、要望のないところはそれでいいんかもしれんけど、実際はいろいろやっているのに要望をしていないところもあるかもしれないんですね。そんなところは、地域コミュニティを支えるという事業ならやっぱり行政としてきちっと見ていく必要があるんじゃないか。単に要望が出てきたからこたえる、こたえないだけではなしに、どう公平性を保つかということ、ぜひやっぱり担保できるようにしてほしいな。そういうのは。

それと予算の範囲内と言いますが、それはおかしいですよ。こういう要綱を出した以上は、さっき言ったように予算の範囲内ということは50万円以下になる可能性があるわけですね。それはこういうことで1件50万出したところがあつたとしたら、予算の範囲内でやっていたら、例えば100万しかないのに10件出てきたら10万しかあたらんことだってあるというんでは、それはおかしいですよ。と私は思うんです。

だからそういう内容でなしに、もう少し整備する必要があるんじゃないですか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 失礼しました。予算の範囲内というのをちょっと説明が足らなかったかと思います。

予算の範囲内というのは、1地区50万が限度額ですからその地区に対する補助の限度額は当然確保します。今言うように、町で70地区ほどございますから、70地区全部が50万円申請するということになるとかなり予算が超過するということもありますから、そこについては予算の範囲内で何地区かという形で予算をある程度抑えていくと申しますか、やっぱり町の財政事情がございましたからそういうことはちょっと考えたほうがよかったかなというふうな感じはします。

先ほども言いましたように、別に町内間を不公平にするためにこんな補助金をつくったわけでなしに、6月1日は確かにちょっと、本来は当初ですべきやったんですが、実は今回6月1日にさせていただきましたのは、町政懇談会、町も1月に町政懇談会を開催しまして地元からいろんなご意見もいただきました。

一つは除雪車。歩行用の、横断歩道を確保するための除雪車が欲しいという地区もございまして、「旧合併前はいろいろと補助があったんだが今はないんで、何かその補助を考えてくれんか」というご意見もいただきました。そういうふうなこともあって、この地区については以前から西野中で宅地造成の関係もいろいろ支援いただいたこともあります。そういうふうなことで以前からこの地区についてはいろいろと要望がございました。それで町としても除雪車のことも当然ことしの冬から何とか、昨年大雪やったものですから非常に通学あるいは通勤についていろいろとご不自由かけたこともございまして、町内でもし除雪車購入があれば、そのことも一遍検討してほしいという要望もございました。そういうことで、この際、ことしの冬に間に合わそうということも一つございまして、6月1日にちょっと施行をさせていただいた経緯がございます。

そういうことで、今のその事業なんです、コミュニティ関係の助成については幾つかあります。自治宝くじのコミュニティを使う方法も一つございます。これは確実に当たるかどうかわかりませんので、もし要望して早急に何とかしてほしいということであればなかなか難しい面がございます。それからコミュニティの会館というのもございます。これはあくまでもコミュニティ会館ですから自治会館のみの、例えば改築とか新築とかそういうふうな形のコミュニティ補助事業もございますし。

それから、我々が今回出させていただきましたのは、どちらかという設備、整備に関するいわゆるハード面について出させていただいたんですが、一方ソフト面も、例えば永平寺町わがまち夢プラン育成事業補助金というのもございます。これはどちらかというソフト事業でございます。限度額は20万なんです、こういう事業もございます。

先ほども言いましたように、町内でいろいろと取り組みたいんやけど、やはり町の支援をお願いしたいと。公共的な支援でございますので、町内でいろいろ事業があると思いますが、今回、あくまでも公共性のあった事業を対象にしていますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ある意味、こんな制度はわがまち夢プランよりかははるかに利用しやすくいいと私は思うんですよ。だからそういうことを。

例えば、もしうちの地区でも要望があればしたいと思います。そのときに重なっても対応するのかという。いろんな地区からの要望が重なって何件もあったときに、予算の範囲内ということになれば、普通、予算の範囲内というのは申請のあった件数で割ってしまうということもあるんですね。そういうやり方をするのか。そこらはわかりやすく示したほうが喜ばれるんでないかということです。

ただ、西野中の問題についていったら、私、特別会計のときにも言いましたように、宅地造成のときに、ほかの地区では考えられないような破格の値段で行政が購入したということもあって、その会計が少し余ったときにそのお金で駐車場の整備なんかということですから、そういう工事に使ってはどうかという提案をしたことがあると思うんです。それとは別にこういう要綱を定めてこの中でやるということです。西野中でそういうことで適用される、それはいいでしょう。

しかし、これから先、各地区に対する2分の1の限度額が50万、その公平性が担保されるのか。1地区で名目を変えて2回利用しようと思うとできると。しかし、それはほかの事業との関係でも、制限期間を設けたほうがいいんじゃないかというのは私の思いとしてはあるわけですね。それがより多くの地区に利用していただくということになると私は思っているんですが、だからそういう不備があるんで、それらをどうされるのかということを知りたい。

いろいろ言っているのはわかるんですが、私の疑問にはこたえていないです。いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 今回、この補助要綱で予算を計上させていただきまして初めて実施するわけですが、今おっしゃるとおり、確かに全地区でこの補助要件に当てはまる事業の申請があったとすると、町として果たして対応できるかということは一つあります。

確かに予算の範囲というのはこの要綱の中にちょっと設けてなかったんですが、先ほども申しあげましたように、今回初めて町単独のこの補助要綱をつくりましたので、事業を展開していく中でいろいろと疑問なところも当然出てくると思います。そこはまた一度見直しをかけてもいかなければならないのかなという感じがします。

○3番（金元直栄君） だから、今示している疑問に対してどうするんかというのを

答弁をお願いしたい。今後の見直しじゃない。だから疑問に対してどうこたえていくかというのをお願いしたい。

○10番（上坂久則君） 勉強するでいいがの。

○企画財政課長（山村岩夫君） 疑問に対してというのは、この補助要綱の疑問というふうに理解すればよろしいでしょうか。

基本的には、先ほど言いましたように、僕が気になっているのは予算の範囲内という、そこらあたりはちょっと検討しなければならないと思いますが、こちらのほうとしては、行政のほうとしては、内容については別段問題ないかなというふうには思っておりますが。

○3番（金元直栄君） 。

○14番（渡邊善春君） もういいかげんにしねや。

○10番（上坂久則君） そうや。進行、進行。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私が聞いているのは、目ざといところは夢プランも利用しこれも利用する。それは制度的な問題ですから重なっていないですからいいですけども、この事業の場合は、夢プランの答弁のときにはなるべく地区が重ならないように、公平になるようにしたいという答弁があったんです。今回のこの答弁では年度を変えて名目が違う事業なら事業対象になり得るという答弁を今しているんです。それは今までの答弁とは真反対になるくらい、180度違う答弁になるんですね。目ざといところは複数回補助を受けるかもしれない。やっぱりその基本というのは、こういう補助というのはできたら人口規模とか集落規模によっていろいろアンバラが出ることがあるかもしれないですけども、いろんな意味で公平性、満遍にみんなに利用していただくようにすべきでないかと私は思っているんです。それに対する答弁がないです。わかります？

今の課長の答弁では、3条と5条の答弁だと思うんですが、1事業1回限りというのは答弁するんです。年度が終わって事業が変わったらまた受けられるということを言われているんです。それやと、さっき言ったように夢プランとは180度違う答弁になっているんですが、それでいいんですか。そうなってくれば、私はそれは不公平やと思うんで答弁を求めているのと。

あとそういう疑問、具体的に運用するに当たって私は疑問やと思っているんですが、利用する側でもしよるによっては非常に便利な内容。しかし不公平感も、目ざとい地区にとってはいいかもしれんけれども、なかなかおとなしい地区とい

うんか、にとってみると利用する機会がなくなってしまう可能性がある。何か、私の言っている意味わかりませんか？

○15番（伊藤博夫君） それ調整して。時間が。

○議長（河合永充君） 今これだけ。

○3番（金元直栄君） これは初めて示された要綱でもありますから、例えば将来にわたって見直すということではなしにそれなりの答弁が必要なんではないですかと僕は今それ待っているんです。言っている意味わかります？ わからんって。

○議長（河合永充君） 金元議員、これ最後の質問になりますんで。もうよろしいですか。

○3番（金元直栄君） いや、でもまともな答弁がなかったらどうするの？

○議長（河合永充君） ほんなら今、答弁聞きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） まともな答弁しているつもりなんです。

この事業は、先ほども言ったように、行政が新たな事業をおこせばまた、年度内は難しいですよ。同じ事業でまた西野中が年度内で次の事業を展開するというのは難しいですけど、年度外であればこの事業はまた違う。例えばことしは安全、安心に関する活動に対して町内がした場合には、これはもちろんしますし、来年は自然環境保全とか景観美化に関する事業を展開すれば、これもやむを得ないと思うんです。

ただ、ここに一つ書いてありますように、国、県、それからほかの補助金、その補助金をもらっている場合については、それは補助対象外ですよ。それはもう当然当たり前の話で。

○3番（金元直栄君）。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 3時14分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） いろいろとご質問いただきまして、ありがとうございます。

この制度、ご承知のとおり申請制度と申しますか、申請によって事業対象とし

てみなすかみなさないかということの要綱でございまして、申請があれば十分庁内で審査会等も開いて精査もして交付対象になるかならないかというのを十分見きわめていきたいというふうに考えております。

なお、先ほど議員もおっしゃったように、町内間の不公平がないようにその辺も十分検討しながら今後事業を進めていきたいというふうに思っています。

○3番（金元直栄君） ちょっと課長さんに対してだけ。

○議長（河合永充君） もう4回過ぎてますんで。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第22号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第8 議案第23号 永平寺町暴力団排除条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第8、議案第23号、永平寺町暴力団排除条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 議案第23号、永平寺町暴力団排除条例の制定について説明をいたします。

現在、地域社会から暴力団を排除し、安全で平穏な町民生活の確保、町の社会経済活動の健全化が強く求められているところであります。本年4月1日から福井県が暴力団排除条例を施行しておりますが、県内の市町についてもこの条例を制定することとなりました。

この条例の内容につきましては、町や町民、事業者等の責務、町が設置する公の施設の利用の措置、暴力団への利益供与の禁止等を定めております。

この条例の制定により、公共事業や特定の業種からの暴力団の排除、また新たな事務所の開設、運営の禁止など、住民、地域、関係機関が一体となった強力な暴力団排除の推進が可能になるものと考えております。

何とぞご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 県で条例を制定したということで暴力団排除条例を本町でも設けようということですが、どうして今までのでだめなのかというのが一つですね。

もう一つ、この中の用語で第2条3番、「暴力団員等 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。」というのと、それ以降はもう暴力団員等ということも使わないのか。でも現実的にはどういう状況にあるかというのもあるんで、経過措置はこっちのほうでなかなかつかむことができんと思うんですね。団を抜けた後どうなっているかということも含めて。それらはやっぱり警察の関係ではそれなりの情報交換というのはあるんでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 実は、これまでも町では警察署との間で指定管理者あるいは公共工事あるいは町営住宅、こういったところから暴力団の排除について協定書あるいは合意書というものを交わして相互に連携を深めてきたところであります。

それで、なぜ今そういう経緯があるにもかかわらずこういった条例をつくるのかというお尋ねですけれども、やはり社会一体となってこういった暴力団排除というものを実現するには、この市町、私どもの永平寺町の全部の事業あるいは町全体からそういった暴力団を排除する必要がある。また、県は条例しておりますが、やはりそれぞれの市町の事務事業、公共事業等々からそういった条例を定めて排除する必要がある。そういったことからそれぞれの市町がそれぞれこの条例を定める必要があるという考え方からこの条例を提案しているところでございます。

それから、第2条第3号の解釈でございますが、この条例のまた大きな目的の

一つに、やはり暴力団の排除とともに、暴力団員でなくなるといったような、そういうふうなことも実は目的に入っております。そういったことから、一応こういう暴力団という組織から脱退した者、5年を経過した者はそういう考え方には含まないという規定をさせていただいているところでございます。

当然そういう情報については町独自の情報では限りがございますので、これは警察等々関係機関からいろんな連携を強くするというところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 県に条例があつて各自治体でもというのはちょっとどうなんかな。それは社会一体でどうしようかという意味では、議会では暴力団を排除しようという議決はたしか以前に上げていると思うんですね。そんなこともやってきたので条例化というのはどうなんかなと思ったところです。

それに、暴力団員等、構成員ではないけれども、最近はそのところ崩れの人たちが、例えば振り込め詐欺とかそういうのにかかわったりとか、以前でいえば野村商事、投機詐欺というんか、それは暴力団員に刺殺された事件があつたんですが、それ以後のそういう投機詐欺、ほとんどがその流れを酌むものというふうな時代があつたんですね。そういうことでは社会的にそういうのをどう規制していくかという非常に大きい課題があつたと思うんですね。今でも続いております。

暴力団員の問題もそうだと思うんですが、それは別にして、例えば2条の3項、暴力団員等ということで更生の度合い。例えば暴力団が足洗つたよと、それでまじめになる人も私はいらっしゃると思うんです。足を洗つたよという更生の度合いをどこで見きわめていくかというのは非常に大事なんで、そこをきちっと担保するような内容を、やっぱり警察とは協力すると言いながら本当に必要な情報が流れてくるのかどうかというのもちょっと疑問な点がないわけでないんで、そこはぜひどんな状況なのかというのをお願いしたいですね。

別にこの条例、二重にも三重にもどうなるんかなという不安はないわけではないですが、その辺は社会的な状況の中から認めるにしても、そういう担保されるもの、行政が判断するその材料をどこで確保できるんかというのはきちっと保証としてやっぱりいただいていくだけでなしに、向こうから提供するということがあるでしょうねということは聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） そういった情報については、これは相互が情報を共有す

るという形で進めなければならないし、今もそういう形で進めているところであり
ます。この条例の制定後もそういった関係は十分引き継いでいくことになると思
います。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 2点お尋ねします。

今、永平寺町においては暴力団なる者は、私は存在していないというふうに認
識しているんですが、その認識でいいのか。

もう一つは、これはやっぱり福井県には、幸いにして私は永平寺町にはないと
思っているんですが、市によってはあるところもあるし、最近いろんな事情で動
きを強めているような市もあると聞いております。そういう市に対して、我々も
永平寺町の住民として、私この条例をくまなく読んだわけではないんですが、対
岸の火事としてでなくて、何らかの支援というか協力をせなあかんときもあると
思うんですが、そういう文面はこの条例の中にあるんですか。

その2点をお尋ねします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 現在、永平寺町内で、この条例でいうところの排除しな
ければならないという、そういう該当になるという者は今把握しておりません。

済いません。2点目のご質問、もう1回お願いできますか。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 永平寺町にはないんですが、市によっては、この間、暴力
団の追放関係の集会にちょっと行ったんですが、あわら市の方がちょっと悲痛な、
最近どうも暴力団の動きが活発化しつつあるんで何とか皆さんのご協力を得たい
というふうな旨のことをおっしゃっていたんで、永平寺町には確かにありません
けれども、対岸の火事でもないなど、何らかの支援ができればいいなど思ってい
たんですが、そういう旨を書いた条例がこの中にあるんですかということをおよ
っとお尋ねしているんですが。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 実は県内3市が特定地域というものに指定をされてお
ります。その一つがあわら市ですけども、そういうところは特定地域ということ
で、また強化されております。

しかし、今おっしゃったようにそういうところとうちとの連携というものにつ

いては、本条例案の中には特段そういう部分はありません。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第23号、永平寺町暴力団排除条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第24号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第9、議案第24号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山田和郎君） ただいま上程されました議案第24号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、さきに発生いたしました東日本大震災に伴います地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日に公布されましたので、これらの法律等の公布に伴いまして永平寺町税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の43ページでございます。

改正の内容といたしましては、税条例の附則に第22条、第23条、第24条の3条を追加いたしまして東日本大震災被災者に対する特例を設けるものでございます。

第22条につきましては、雑損控除額等の特例を定めるものでございます。また第23条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用期限に対しまして

特例を設けるものでございます。また第24条につきましては、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定を定めたものでございます。ともに永平寺町の町民税、固定資産税に関するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私ちょっと、これは確認ですよ。

今、いわゆる東日本大震災に係る案件だけなのかというのが一つ。

もう一つですけど、もし住所が変わった場合は税金を納めるのはどこになるんですか。だから、24年1月1日からということになるとちょっと何か、私その辺はよう理解できんですが。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） この改正につきましては東日本大震災についての問題でございます。

それから、先ほど言いました住所の変更ということでございますが、特に町民税、固定資産税等々につきましては、永平寺町の税条例につきましては、固定資産税、住民税ともに賦課基準日というものがございまして、賦課基準日は1月1日となっております。

今現在、東日本大震災の被災者の方で永平寺町に来られている方というのが何名かいらっしゃるんですが住基とかそういうものは持っておりません。ただ、1月1日現在はここにいなかったという点で、正式にいいますと来年の1月1日からは基準日となりますので、それ以降の賦課に対しての対応というふうな形になるのかなと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 住民票を移動してしまって、ある意味、向こうから逃げてきてというんですかね、避難してきてそこに当分移住するということになったときは納税義務はどこに発生するんですか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 先ほど申し上げましたとおり、1月1日が基準日となり

ます。震災が起きましたのは3月11日でございますので、もちろんそれ以降にこちらに見えていらっしゃるというふうに思います。

これは住民票を持ってくる持ってこないにかかわらず、固定資産自身というのは、こちらで家を買ったりとか家屋を買ったりすればここでそういうふうなものが発生するんですが、現物自身は向こうの被災を受けた市町村にございますので、そういったものにつきましてはどこへ行こうとそこの被災を受けた市町村の課税義務がございます。

住民税につきましては、移り住んだところに課税義務がございますので永平寺に来られれば永平寺の方に課税するんですが、先ほど申し上げました1月1日が基準日というふうになってございますので、1月1日以降に住んでいらっしゃる方ということになりますと、ことしの1月1日には多分おられなかったので来年の1月1日以降というふうな形になろうということです。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 具体的に聞きますけど、例えば津波で車が流されたら、こっちへ移住してきて車を買ったという場合は罹災証明というんですか、というのがあればいいんですけど、本来でいったら納税証明がないと、新しい車を買ったときあれできなかった、それは かな。その人なんかはこっちで車を買った場合はそこで税金を、重量税なんか納めますよね。それはその年はこの自治体には払わなくてもよかったんですかね。例えば軽自動車なんか。

○議長（河合永充君） 税務課長。

○税務課長（山田和郎君） 今、例として車の購入のことを申し上げられたわけですが、軽自動車以下のものにつきましては町の税金となります。それ以上の普通車とかそういったものにつきましては県とか国の税金になるわけですが、それに対してあくまでも購入したところで課税がされます。それにつきましては、今はその点申し上げなかったわけですが、そちらのほうにつきましてはうちの条例じゃなくて地方税法のほうで定めてございますので、うちの条例としては上げてございません。

軽自動車につきましては、4月1日が基準日になってございますので4月1日となります。

以上です。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

採決します。

議案第24号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第25号 永平寺町景観条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第10、議案第25号、永平寺町景観条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山村岩夫君) ただいま上程をいただきました議案第25号、永平寺町景観条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の46ページから51ページにかけて条例案についてお示しをさせていただきます。

永平寺町景観条例につきましては、46ページの目次にありますように前文から始まり、第1章 総則から第9章 雑則まで、条文では第1条(目的)から第26条附則への委任までとなっているところでございます。

まず前文にありますように、景観条例の必要性としましては、永平寺町が昔から守ってきました歴史的町並みあるいは田園と集落が融合した永平寺町らしい景観を形成してまいったところでございます。このすぐれた本町の歴史、伝統文化、さらには自然環境などの景観を将来にわたって守り育て、工夫、改善し、次世代に引き継いでいくためにこの条例を制定をするものでございます。

それでは、条文の主なものについてご説明をさせていただきます。

第1条(目的)におきましては、ただいま申し上げました良好な景観の形成に必要な事項を定め、魅力ある美しいまちをつくっていくことを目的とさせていただきます。

第3条（町の責務）、第4条（町民及び事業者の責務）におきましては、本町がそれぞれ景観に関し共通の認識に立ち景観形成を進めていくことを定めているところでございます。

第7条では、景観計画に定める届け出対象行為の種類及び規模、届け出について定め、第10条及び第11条におきましては、景観形成に大きな影響を抑制するために必要な助言、指導または届け出された内容が基準に適合しなかった場合の勧告、さらには変更命令について定めているところでございます。

第12条から第17条では、景観重要建造物及び景観重要樹木の規定でございまして、景観計画に定められた基準、管理基準について定めているところでございます。

第23条から第24条では、良好な景観形成を推進するために景観まちづくり団体——これは自治会も含みますが——などの活動に対する表彰あるいは技術的な支援、財政的な支援ができる規定を定めているところでございます。

第26条では、条例を補完するために条例施行規則を定めていることとしております。

なお、附則の施行期日ですが、住民の周知期間を考慮しまして平成23年12月1日を施行期日として定めております。

以上、議案第25号、永平寺町景観条例の制定について提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、地域の歴史的な景観を保全するということについては異論はないです。ただ、それはやっぱり特定地域に限るものだと思っています。

どうしてそういうことを言いますかといいますと、例えば景観保全区域ということでこれまでもいろんなところで進めているのが、住民の合意をもとに特定の地域を指定して景観を保全するというはやっていると思うんですね。どうしてそういう内容にしなかったのか。全地域指定というのはやっぱり問題ではないか。

色、高さの問題なんかも、特に色の問題なんかでいいますと色の制限もするというのですが、前から質問しているんですが、昔、お寺、寺院というのはいわ

ゆる極彩色が原則ですよね——でつくられています。それは現に薬師寺を再現されたところなんかを見てもわかると思うんですが、今は落ちついた色というのか、言い方によってはくすんだ色というんですかね、そういう色になっているのは、それはやっぱり何百年という歴史の中でそうなってきたものだと思います。ですからそういう歴史的な事実があるにもかかわらず、色の規制もあわせて行うというのは私は疑問です。当然看板等のチェックについてはそれなりのことも必要でしょう。そして規格に合ったものということも必要だと思うんですが、やっぱり特に建物、住居等の色の制限は問題だと思います。

また、この条例の内容が、命令が出せる許認可権に係るだけに非常に問題だと思っています。私はこれまでも言ってきましたけれども、本当に町に必要なのは、例えば高規格道路がどんどんつくられています。そのインター周辺においては、他県などを見てもみますといわゆるモーター街というんですか——になっているところも見られますから、そういう周辺でそういう規制をする条例をつくってはどうかという点を指摘したと思うんですが、それには何ら手をつけていないんですね。それで景観条例というので、その辺はちょっとわからないですね。

もう1点、これは具体的に例です。次々で言っているのは、3回しか質問できないので合わせて全部。一問一答ならもう少しゆっくりできるんですが。

質問しますけど、いざ合併した後、準都市計画区域を設定しました。これがあがる意味強権になったわけです。家を新しく新築したりする場合は下がらなければならない。4メートルの道路確保のために民間がやっぱり自分の土地を、いわゆる有償で提供するという事はないですから無償提供だと思うんですが、そういうことがある。それがどういう運用をされているかというのは具体的な報告がない。何件かは聞いたことがあるんですが、ありませんでした。

例えば今、永平寺口開発に伴う土地の確保のときなんかは、そういう狭隘な道路を広げるときには中心から2メートル、要するに4メートルの幅員に関して行政がもう買ってしまったことになっているかどうかというのは、そういう説明がありませんね。旧永平寺地区はかなり狭隘な道路が多かったです。しかし、そこへ県の指導によって強権的な制限をつけたのが行政なんですね。それが具体的にはどうなっているのかよくわかりません。

さらにこういう景観条例という名において、特定地域ではなしに全地域をやっぱりそういうことで規制するというのは問題ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。率直に。

各質問した項目も含めて答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） お答えをさせていただきます。

条例上、景観条例の区域につきましては永平寺全域と定めております。

それで特定景観区域につきましては、以前に景観計画が定められておりました、一応特定区域とする対象地域としましては、一つは機能補償道路の沿道区域、これは上志比、永平寺エリアでそんな形になっています。それから永平寺川・本山エリア、これは歴史風土軸を対象として、その特定景観区域として定めることができるというふうになっています。それから御陵エリアということで、これは学術文化を中心としたエリアでございます。それからもう一つは松岡北エリアということで、これは歴史的な町並みが点在しているということで、そこを特定景観区域と定めることができるということになっています。

それを定めるにはもちろん、景観条例にもうたわれておりますが景観審議会の意見も十分聞きながら、それともう一つ大事なことは、やはり地域住民がその特定景観区域に指定することが果たして地域の利益になるかどうかということとは地域住民の考え方が大事だろうと思っております。地域住民が望んでいなければ特定景観区域に指定することは非常に難しいというふうに思っております。

それから、今回いろいろと景観基準の中に、先般お示しをさせていただきました運用基準の中で色彩のことも当然入っております。うたわれております。本来、建築物の色彩について届け出が必要なのは、先ほども条例の中で説明しましたが基準があります。その基準というのは、例えば建物であれば、高さが10メートル以上、それから延べ面積が1,000平米以上については届け出をしないということに一応条例上はなっております。それ以外の建物については届け出をしなくても結構ですよというふうな条文になっておりますので。

ただ、色合いについては、これは景観計画の中にはそういう基準があるんですが、何と申しますか、きらびやかなと申しますか、例えばだれが見ても色彩に問題があるということであれば、色彩については行政指導ができるというふうになっております。これについては変更命令はできないんですが行政指導はできるということになっています。規制がちょっとやわらかくなってはおりますが、そういうことでございます。

そういうことで、あくまでもこの条例というのは、地域の住民の皆さんが、もちろん事業者も含めて我々行政も、この三者一体となって景観を守っていこう、

これから育てていこうということがこの条例の目的でございますので、対象についてはいくまでも全域を対象としているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ご存じのとおり平成19年11月30日に準都市計画区域に制定されたということで、これは議員さんの皆様にもご説明させていただいたところでございますが、先ほど議員さんがおっしゃったように各高規格、永平寺町で申しますと中部縦貫自動車道等々が盛んに工事が進められている中で、インターチェンジの付近の中でいろんな建物が建つ可能性があるかもやわからないというところにつきましては、私どものほうで昨年からことしにかけて予算を計上させていただいております特定用途制限区域によって、これにつきましてはそちらのほうで制限区域をかけさせていただきたいということで今現在調整をして、また地元のほうに説明会をさせていただきたいということで検討しております。

これは御陵地区と嶺北北部都市計画区域と、永平寺町の準都市計画区域におきましては九頭竜川沿岸地区と大本山の参道地区、中部縦貫自動車道で申しますとそちら側から南側の3地区につきまして特定用途制限地域の制限を今検討しておりますところでございます。

また、広告等につきまして、この景観の中に広告物の表示等の届け出と第18条にうたわれておりますが、これらにつきましては、次の条文に上がっております推奨基準というものを屋外広告物等でも基準を設けていきたいと思っております。

しかしながら、大まかな条例に関しましては、福井県の屋外広告物を取り締まる基準の中で、条例の中で大部分を取り締まることが可能でございます。ちなみに、そういうふうなものを昨年全県調査をいたしまして、現在かなり、どういたしますか、違反広告物、そういうふうなものの取り締まりあるいはまた新たな届け出なんかに調査をしたところで、今現在、またそういう調査も含めながらやっているところでございます。推奨基準の中におきましては、それに永平寺町の中でもさらに今の参道地区とかそちらのほうにやはり合致していないものにつきましては、そういうふうなもので推奨基準で対応していきたいなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ほかの条例とか県条例とかほかのことでそれなりに対応できる部分もある。また、特定地域の景観ということで、たしか高さ制限とかということについては旧松岡でもそういう規定を設けていたところがあったと思うんですね。それはたしかあったと思うんです。だからそういうことで利用できるのに、いきなり景観条例というのはどうか。景観条例というのは一つのはやりみたいなところもないわけではないですが、ちょっと遅いと私は思っています。

特に、先ほど特定区域、エリアの設定もこの中にはできるようになっているということを言いましたけど、それやと地域住民のいわゆる同意が必要だと。逆に言うと、だから全区に係る景観条例というのは説明にならんですね。それも全住民の同意が必要なんでないか。たしか説明では、決めてしまってから12月施行だということになっていると思うんですね。そうですね。その間に説明していこうというのは、それはやっぱり進め方が逆じゃないですかね。それは特定地域を指定して景観、歴史的な建造物も含めて保全していこうと言うのとおんなじじゃないですか。そう言いながら一方では全地区に網かけしてしまうというのは、何か矛盾がないですか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 今回、条例を制定させていただき予定でございますが、経過を申し上げますと、景観法が平成16年に施行されました。それに伴いまして永平寺町としては、県下の町村では永平寺町が一番先駆けなんですけど、18年の10月に、これは県との協議の中で景観行政団体に指定しました。景観行政団体に指定したということは、すなわち景観計画をつくる必要が生じました。先般、景観計画も以前にお示しもさせていただいたかと思えます。

景観計画をある程度補完していく、それを実際運用していくというのは条例がないとできないということで、今回条例を提出をさせていただいて、対象はあくまでも全域なんですけど建築確認と届け出の必要なのは、例えば延べ面積1,000平米とか、それから高さが10メートル以上の建造物については届け出を出してくださいと。その届け出が出て、景観審議会のご意見なんかも含めてなんですけど、それについて何らか問題があれば行政指導として設計の変更、見直していただきたいということをお願いする形になります。これは30日間の猶予期間があるんですが、30日間の期間の中でもし変更できるものであれば変更していただきたいと、

届け出を30日前に出してくださいということになります。

そういうことで、例えばデザインとか色彩とか意匠等に問題があれば、景観計画でいろいろご意見を聞きながら、そういう建築される方に一つの変更のお願いということですね。もしその変更を守らなかった場合にどうかということについては、ここにもありますが一応変更命令ができるというふうになっております。県下の状況を聞くと、今まで変更命令したのはめったにないというふうなことをお聞きしておりますが、工事の変更というんでなしに設計の変更をできることになっております。そういうことで、条例はそういう考え方でございます。

今、すべての人を規制するということではございません。先ほど言いましたように、一般的には町内の全区域になっていますが、建築確認申請と同様、そういう面積以上あれば届け出を出してください。構造物についても高さが30メートル以上の構造物とか、構造物についてもいろいろ規制がございます。そういうふうなものについては一応届け出を出してください。届け出を出したことで規制をするという意味ではないです。届け出を出していただいて何か問題があれば、それについて変更をお願いするとか、場合によっては変更命令をする場合があるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 答弁はされているんですが、あんまり僕の質問に答えてもらってないかなと思っております。

いわゆる高規格道路以下南側については、特定用途制限区域の制限も考えていると、そういう条例をつくるかどうか考えていると、検討しているということは報告がありました。

それとこの条例の問題でいうと特定区域を指定して景観保全、これ住民合意がもとですが、
については、それはすることもできると書いてあるけれども、それには住民合意が必要だということです。景観条例もそれと同じことやと私は思っているところがあります。だからその辺では何か矛盾があるなど。

色のことについても、どの色があかんとかはっきり言うてないですね。東京の町田かどっかでしたっけ、要するに、まこちゃんハウスがちょっと住宅地に合わないということで住民から建設差しとめ訴訟が起きました。でもそれは住民の側が完全敗訴ですね。実際にできたかどうかといたら、うちをまこちゃんの格好にして、うちの表面を白と赤の横じまにしたんですね。それでも派手過ぎるといって提起があって、それについてはたしか住民側が負けたわけですね。そんなこ

とも考えると、行政がより信頼できる指針を持って親身に相談に乗ると。景観を保全する地域とか歴史的な建造物なんかを含めて保全する地域については、特定の区域、エリアを設けてやったほうがよりいいと思うんですね。

今回の阪神大震災なんかを見ていると、木造の平屋の建物というのはほとんどなくなりましたよね。ある意味10メートル以上の建物しか、もっともっと高い3階、4階、5階建てぐらいしか残らないようなところもありました。もし奥のダムが決壊した場合はどうなるんか。そんなことを考えると、高さ制限、届け出だけで、あと制限するかどうかはわからん、震災してからの話やという言い方は問題で、もっと具体的な施設に焦点を当てた条例こそつくるべきでないかなと思うんですが、その辺。私の言っていることについては大体おわかりになっていると思うんで、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山村岩夫君） 特定景観区域につきましては、先ほども言いましたように景観計画の中で一応、これは町が指定をしているんですが、指定しているからといって必ず特定景観区域になるというのではないということをまずご理解いただきたいと思います。先ほども言いましたように、特定景観区域になるということであれば、より厳しい基準を設けることができるというふうになっています。特定景観区域以外であれば通常の基準でいきますということなんですが、そういうことで、 基準が厳しく、特定景観区域には厳しくされているということで、それも先ほども言いましたように、このことについては12月1日施行ということもございます。今後、景観計画の中身、それから条例の中身について、また条例が制定されましたら住民の方にももちろんホームページ等、それからダイジェスト版を当然町内のほうに全戸配布させていただいてご理解をいただこうと思います。

それから色彩についての基準なんですが、当然個々の、個人個人の色彩の感覚がそれぞれ違います。その基準については先般お示ししましたが、永平寺景観計画の運用基準の中でその色彩について一応基準を設けております。基準の中身についてはちょっと技術的に難しいものですから説明が非常に難しいんですが、だれが見てもこの色はちょっとどうかなということについて一応行政指導すると。個々の色の考え方がそれぞれ違いますので、先ほども言いましたように、だれが見てもというのは、そういう面で皆さんの意見を聞きながらそこは判断していかなければならないかなというふうに思っています。

○3番（金元直栄君） 何かねらいと目的がはっきりせん。聞いていても。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町の景観条例をつくろうということですが、景観の問題については前文なんかにはいろいろ書いてあるんですけども、説明を聞いていてもどうも目的がはっきりしない。どこにねらいを当てているのか。どこを規制しようとしているのかというのは、具体的な例を挙げての説明がないんですね。

それと、私が言いましたように、準都市計画区域の設定で、ある意味個人の財産権を侵害するという内容も含まれていました。今回もそういうことになりはしないかということがあります。

私の住民の合意をもとに特定の地域を指定して、その景観を保全するとかということでもいいのではないかという提案に対して、そういうことは設けられるし、そういうこともできるんですけども、住民の合意が必要だという説明がありました。しかし、景観計画そのものというのは、住民の合意なしに先に決めてしまっているのか、これは大きな疑問です。

色の問題でいいますと、これは具体的に言っています。昔の寺院は極彩色です。それがありがたみの象徴です。皆さんご存じのように京都の金閣寺、金色ですね。そんなことも含めて、お寺だったら認められるのか、いや民間だったら認められるのかという問題もあります。それは経年、長年の何百年という歴史を通じて風格のある建物になってきている、そういうこともあるんですね。そんなことを具体的に一つ一つきちっと、現実にある問題を説明して一つ一つ根拠づけて示していかないと、それはやっぱり説得力がないと思います。

特にこの条例が命令が出せる許認可権にかかわる問題だけに、先に条例をつかって、施行が12月だからそれまでにいろんな地域の説明を求めていくというのではやっぱり行政的な発想そのものになってしまいはしないか。こういう条例をつくりたいから住民に対して一々説明を求め、その上でそのいろんな意見を、声

をもとに条例にしていく。

さらに先ほどの答弁の中では、これは建設課のほうから、特定用途制限区域として高速道路から南側についてはそういう区域の設定も、いわゆるモーテルとかそういうのが建っていくのを制限しようということも含めてだと思んですが、そういう条例の制定についても検討中、考えているという答弁もありました。そうすると、全体に対して一気に制限を加えるようなこういう条例制定を住民説明前に決めてしまっているのかというのは、やっぱり問題だと思います。

そういう立場から私は、制定に当たってはもっともっと十分に研究もし論議もし、また実態、そういう疑問に対しても個々にきちっと理論的に、また科学的にも含めて、歴史的にもというんですか、含めて説明できるような説明責任があると思うんですね。ちょっとそれが見られない。そういう制定の仕方は、住民に対して後で問題を引き起こすことになりはしないかと思っているので、内容はどのということも含めますけど、決め方自体にもやっぱり問題があるということで私は反対の立場をとっていきます。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私、賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

さきに景観計画、出されたものに基づいた補完的な、また運営的にも必要ということでこの条例が出されたんだと思っています。また、高さ制限につきましても10メートル以内、また延べ面積に対しても1,000平方メートル、そういったことが明記されておりますし、また、異議がありましたら30日以内に景観の審議会の審議を受けられることにもなっておると思います。

そういったことから今後住民には十分説明をするというふうなことで、私は賛成をするものでございます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第25号、永平寺町景観条例の制定についての件を起立により採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

～日程第11 議案第26号 永平寺町副町長の選任について～

○議長（河合永充君） 日程第11、議案第26号、永平寺町副町長の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） ただいま上程されました議案第26号についてご説明を申し上げます。

現在欠員となっております永平寺町副町長に、永平寺町松岡葵1丁目56番地、田中博次氏を選任しようとするもので、法律の規定に基づき議会の同意を賜りますため、ご提案を申し上げた次第であります。

田中氏は人格、識見ともにすぐれた立派な方であり、これまで福井県の各部署において豊富な行政経験を積まれ、また永平寺町の合併にも力を尽くしていただきました。課題が山積している中、手腕を発揮していただけるものと期待しております。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 田中氏の選任同意を求めるということで提案したことについてちょっとお聞きします。

田中氏は一度旧松岡の助役をやられた。ここに、経歴の中にその年度も書いてありますけれども、やられた経過があります。二度目ということなのですが、彼に町政上のどんな役割を求めるのか、また町政のどの部分で役割を発揮してもらうように考えているのか、そのことが一つです。ぜひ答弁お願いしたいのと。

町長は県OB、副町長も今度退職されると県OBになりますね。言葉が悪いですがこういうコンビというんですか、については、一般的には視点の違う人材を副町長に求めるべきではないかという声もやっぱりあると思うんです。私もそういう点がありますけれども、その辺で町長はどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 田中氏につきましては、これまで3町村の合併前の松岡町の助役をお願いいたしました。期間的には、17年の2月から18年の2月までで

すからちょうど3町村の合併前の時期でありましたけれども、そういう合併につきましても、どういうんですか、ご支援といいますか、いろいろな協議の場に入っていたかきまして、この3町村がこれからさらに発展するよにということで協議にも参加をしていただきました。

特に今申し上げましたよに、松岡町の方でありますので地域の実情にも精通しておりますし、それから県の部署のさまざまなところで仕事をしておりまして、そういう意味でも非常に行政にも精通しているということでもあります。さまざまなところで、今、まちづくりというのは厳しいといいますか、財政的にも、それから町民の声を生かすためにもいろいろな課題があるわけでもあります。そういう意味におきまして、やはり行政に精通されている方が非常に適任だと思っております。

それと、今申し上げましたよに、地域の実情もよくわかっているということでもありますので、この新しいまちの行政に非常に力を尽くしていただけるものと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、町長の答弁をお聞きしました。

どういふことで力を発揮してきたかということもわかったんですが、私は率直に今質問した内容でなかなか理解し切れなところもあるので、採決のときには自席にして棄権させていただきます。

○議長（河合永充君） 退席をお願いします。

○14番（渡邊善春君） もう余計な質問せんとけ。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないよですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議がないよですから採決します。

議案第26号、永平寺町副町長の選任についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「棄権」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。（拍手）

～日程第12 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第12、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 諮問第2号について提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の1名が本年9月30日に任期満了となりますので、その推薦について議会の意見を求めるものであります。

新たに推薦をいたしたいのは、永平寺町山王第14号1番地の4、浅野清美氏であります。浅野氏は人格、識見高く、広く社会の事情に通じ人権擁護に深い理解を持っておられますので、推薦について議会の意見を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 人権擁護委員の候補者の推薦ということで一つだけ。

どうしてこの人なのかというのだけ、識見とかそんなのはわかるんですが、その中に具体的な理由が示されているわけではございませんので、その辺だけちょっとお願いします。

○14番（渡邊善春君） いい人やさかい。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今申し上げましたように、非常に教育界におきましてもご活躍をいただいた方であります。その中で特に子供の人権といいますか、そういう面においてもこれまでいろんなところでご活躍をいただいております。特に人権の教育にも力を注いできたということでもありますので非常に適任な方だと思っております。

今回、上志比地区の方がおやめになられました。今の人権擁護委員といいますのは8名いらっしゃいます。それで松岡地区の方と、それから永平寺地区と上志比地区で3人、3人、2名ということでもあります。今回、上志比地区の方がやめられるということでもありますので上志比地区でお願いするということも、この浅野氏にお願いする大きな理由でもあります。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は浅野清美君を適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は浅野清美君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時30分 休憩)

(午後 4時33分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

本件はお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第13 陳情第2号 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第13、陳情第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請についての件を議題とします。

本陳情書の写しは皆様のお手元に配付してあります。

陳情書の朗読を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっています本陳情書については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請という形で陳情書という形で出てきておりますけれども、この陳情書が出てきたのは議会開会后であります。

本来、議会開会后でありますと、議会運営上これまでなかなか取り上げてこなかった。確かに議長は住民の声だから取り上げることも大事なんではないかということですが、内容を見てみてもそれはわかると思うんですね。確かにそれは三陸沖いわゆる東日本大震災があった後とはいえ、この内容を見てみますと、前文にはその部分はかなり大きく書かれています、**「記 原発事故への対応」**はあっても震災の対応は一つも出てこないんですよ。だから、こういう内容を何かにかこつけて出す、それも議会が始まってしまって以降、これを取り上げていくと議会の陳情性のルールにはやっぱりまずいんじゃないか。

本来でいうたら、議会でのいろんな議案を審議する。今回の場合は5月27日に議案説明が行政からありました。そのときまでに提出されたものを議会としてどう扱うかというのを論議するならわかるんですが、それ以降にこういう形で出てくるというのは、ちょっとやっぱり問題だと思っています。

第一の理由は、議会のルール上からやっぱりここを認めてしまうと、後から関係団体から出てきたものということで提起、提案されると、議会での十分な審議の保証もなしに決められていく可能性がある。

内容についても、私がさっき言いましたように震災の問題についてはないんですね。原発の問題については記に書いてあるんですが、一つも入っていないんです。それは問題だと思うんですね。内容を精査する意味でも十分な審議の時間をやっぱり保証すべきやと思っています。

だからここで委員会の審議を省略し本会議で一発でやってしまうんでなしに、むしろ議長の賢明な判断で継続審査に付するということをお願いしたいと思っています。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 実は委員会の省略ということなんですが、産業建設常任委員会で話し合いをしました。

ここに**「安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請」**ということ、で農業の発展でございますが、基本的には震災、東日本大震災による一時的な被害、それに伴う原発事故ということですから、特に本県の場合、原発立地県とい

うことでこの原発に関する危惧がるる心配されるわけであります。

よって、この内容を読みますと、第一義的に原発への対応ということも求めておりますし、その後、所得補償の充実並びに農産物のブランド力強化と、それからTPP問題等々述べてございます。

この中身の審議を行うに当たり異論を挟む者はないということで報告を申し上げます。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

陳情第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請についての件を起立により採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、陳情第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請についての件を原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 4時39分 休憩）

（午後 4時40分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま小畑君外4名から発議第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書の提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第2号 安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書について～

○議長（河合永充君） 追加日程第1、発議第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第2号

安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成23年6月13日 提出

永平寺町議会議長 河合永充様

提出者	永平寺町議会議員	小畑 傳
賛成者	永平寺町議会議員	多田 憲治
〃	〃	川治 孝行
〃	〃	原田 武紀
〃	〃	滝波 登喜男

安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書（案）

3月11日に発生した三陸沖・関東大地震による大津波により住居や農地は壊滅的な被害を受けた。さらに、震災によって発生した原発事故は、未だに収束の見通しが立っておらず、政府、東京電力の対応が不十分な中で農業者の経済的損失と精神的苦痛は限界を超えているものと予想される。

全国でも最多の原子力発電所が立地する本県においても大きな不安を感じており、原発事故を起こさない安全対策の徹底により、農業者が安心して農産物を生産できる環境と安全な食料を供給していける態勢の重要性を再認識した。

こうした環境変化は、市場原理のみによる効率化や競争力強化を求めてきたこれまでの価値観を大きく転換させるもので、農業・食料政策を含めた発想の転換を示唆するものである。

また、地域社会では、高齢化の進展や耕作放棄地の増加など過疎化にともなう疲弊により生活に必要な“ライフライン”の維持が難しく、暮らしに対する不安

も増大している。

よって、本県の農業者が安心・安全に営農活動を維持し地域農業を発展していくため、下記事項についての取り組みと国および関係機関への働きかけを求める。

記

1. 原発事故への対応

(1) 再び原発事故を起こさないための未然防止対策に万全を期すとともに、非常時の訓練や法整備などハード・ソフト両面からの対応を進めること。さらに、防災指針等を抜本的に見直すよう国に働きかけること。

(2) 事故発生にあたっては、一刻も早い事故の収束と速やかなる生産活動の再開への支援を行政の責任で実施すること。

その補償については、出荷停止等の直接被害のみならず風評被害など間接的被害についても補償の対象とすること。

2. 戸別所得補償制度の充実

(1) わが国の主食である米の安定供給と水田の有効活用による自給率向上のためには、米の需給調整は必要であり、非主食用途への転換支援や備蓄対応など政府の責任による需給価格安定対策の確立を行うこと。

(2) 食料安全保障機能の発揮や自給率向上は、国内生産の維持・拡大を基本としたうえで備蓄と輸入の組み合わせにより実施されるべきものであり、その前提は、国内農地を有効活用し農業生産を継続することにより、食料自給力を維持することにある。

このように、農地を農地として活用するための農業生産基盤の整備による生産性の高い優良農地を維持・確保できるようハード面での対策に万全を期すこと。

3. 県産農産物のブランド力強化対策

エコファーマーの本格実施を前に、一般消費者へのエコ農業に対する理解をすすめるためのエコ農産物に対する消費拡大対策を県下全域で実施すること。

4. TPPなど国際貿易交渉

(1) 農産物の貿易ルールは、食料の安全保障を含む農業の多面的機能の発揮と食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するものでなければならず、環境保全や食の安全・安心を損なう可能性のあるものは断じて認められないことではない。

(2) 未曾有の大震災のもと、食料自給率40%の我が国は可能な限り国内での

生産を目指すべきであり、例外なき関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参加は、国内農業の振興と両立できず直ちに参加に向けた検討を中止すべきである。

5. 鳥獣・病害虫による被害対策

(1) 野生鳥獣から、農山村地域で暮らす人々の生活の安全を確保するとともに農業生産への影響を及ぼさないよう、国・県・市町は継続した取り組みを進めること。

また、指導者や捕獲の後継者の育成、確保を計画的に実施すること。

(2) 良質米の生産に対応して、水田に隣接する公共用地等のカメムシの防除に万全を期すこと。

6. 農村・地域コミュニティを守る対策

国は国家戦略としての農業・農村政策を構築する中であって、本県においても地域戦略の最重要課題として、農業・農村政策の推進を図る必要がある。

農村政策において、本県のような土地利用型の農村地帯にあっては、農業を媒体とする集落機能の発揮は必要不可欠なもので、心豊かに安心して暮らせる地域社会づくりのためにも一体的な政策の構築を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月 日

福井県永平寺町議会

意見書送付先

【政府関係】 内閣総理大臣、農林水産大臣
【国会議員】 本県国会議員
【各政党代表・総裁・委員長】 民主党、自由民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、国民新党、みんなの党、たちあがれ日本

以上でございます。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今ほども申し上げましたとおり、この内容は地震並びに原発事故によるいろいろな問題点をクリアするということを要望しております。よって、その他の所得補償関係、T P P 関係も並べて国に要望することを私は提案をいたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 安心・安全な地域づくりと農業の発展に向けた要請、当初、先ほどこれを今議会で議決することについては私、反対の立場を述べました。

この内容で緊急に、それも議会開催後に提出されてきたものを取り上げる内容になっているのかというのもよく見る必要があると思うんですが、いわゆる大震災があった後であるからそれに応じて緊急に取り上げるべきだという説明もありましたけど、どうも内容を見てもそうっていない。

どうしてかということ、原発やらそういうふうな問題、少し前文には書かれているんですが、「よって、本県の農業者が安心・安全に営農活動を維持し地域農業を発展していくため」下記の事項に係る意見書を採択してくれということが示されているわけですね。それに基づいて意見書が示されているわけです。どうもその辺はやっぱちょっともう少し配慮が足りんのではないかなと思うところなんです。といいますのは、大震災を第一に上げてそのために緊急で議会で取り組んでほしいという、また意見書を出してほしいということなんですが、その内容になっているのかと。先ほどから言っているように、「震災」の文字が入っているのは前文とTPPのところの前部分のところにもちょこっと入っているだけなんです。僕はこういう要望のみでは余りにも被災者に対して失礼ではないかと率直に思います。もっと内容を豊かにするためには、やっぱり継続して議会で審議したほうが良いと思うんですね。

それに、この意見書ですが、いわゆる本県の農業者が安心してやれるようにということですから、震災後の内容にしては余りにもお粗末、我田引水ということになっていないか。これでもやっぱり被災者にとっては配慮が足りんのではないか。

といいますのは、例えばこの中に入れるべき内容としてといいますと、災害への対応ということで、国は米の備蓄を放出するということを言いました。米の値段は、米が足らなくなるのではないかという実態になったときに十分あるから、放出するからそういうことは心配しないでくれということと言ったんですが、現実的には今、米の値段というのは、生産者の手はとっくに離れているんですが、業者間取引ではかなり高くなっていますよね。1万6,000円くらいになっているんじゃないですか。本当にびっくりするぐらいですよ。

しかし、国はどうしたかという、米の放出を一つもしていないんですね。むしろ、そういう内容こそこの中に入れて国に求める内容にしていかなあかんの、現実的には「本県の農業者が安心・安全に営農活動を維持し」、そういうことができるようにということで我田引水になってしまっている。これはちょっとやっぱり今の時期にはいただけん。農政連の皆さん、もっと考えてもらわなあかんのではないかなと率直に思うところです。

なお、TPPの問題については、そのことだけをとらえて議会で議決しましたよね。そんなこともあるので、議決上げる以上はどうしてそうなっているのかというのをやっぱりわかりやすく説明していただかんといかんのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 先ほども申しましたように、この内容は被災された方に対する言葉じゃなしに、県内の農民、農家に対して、いわゆるこれから心配される地震、それから原発等々の対応をきっちりしてほしいんだということを述べているんじゃないかなと思います。

ですから、例えば私も一般質問でやりましたように、今度の地震、それから原発の事故によって耕作不能地になった場所の対応を全国でばらまくという内容の中で本県が取り組まなかったという現状があります。これなどもやはりこれからは何年も続くことですから、来年に向かってはひとつ取り組んでいただきたいというのが私の希望であります。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今答弁されたんですが、それ農協自身に取り組まなかったわけでしょう。それを拒否したわけですね。出資がないとか、いや何とかと。全国から取り寄せればできるわけですよ。そういう意欲すらないのに、こういう陳情書を出して「未曾有の大震災のもと、食料自給率40%の我が国は可能な限り国内での生産を目指すべきであり」というんですが、どうも違和感ないですか。そこは率直にやっぱり国民が、また県内の生産者だけでなしに県民が納得できるような内容にしないとこういう文書というのは耐えられないということにならないか。

ましてや、提案されてしまったからですが、こういう内容についてはもっとやっぱり議会で論議すべきだと思います。だって意見書は今出てきたんですから。本来でいったら、意見書というのは議案審議の前に全員協議会あたりで示してお

いていただくのが普通だと思うんですね。本来でいったら議会前に示すべきです。それすらなかったというのは手落ちじゃないか。それについてはやっぱり一言欲しいですね。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 確かに全協の中では問題があったかと思うんですが、やはりここはもう少し胸襟を開いて、いわゆる地震と原発に絞ったものでひとつご理解をいただきたいなと私は思っております。

○議長（河合永充君） いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） このいわゆる農政連から出てきたという陳情書、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた要請、これ議会が始まってから提出されてきたものです。確かにいろんな経過はあるかもしれませんが、特にその緊急性ということでは大震災を一つの口実にしたというんですか、緊急性を、対応を求めているということですが、しかし現実的に見ますと、よって本県の農業者が安心していろんなことができるようにということに途中で切りかわっているんですね。震災時に国の対応に不備があったことに対する指摘もありませんし、そういう問題も含めて何もないということは、震災を口実にしてしまっただけで自分たちに利する方向になってはいないか。こうなってくると、やっぱり国民全体の理解を得ようとする、そういう意味では不備があるんじゃないかと私率直に思います。だから、一つは議会としての取り上げ方。僕は継続審議がいいと思うんですよ。今この内容は絶対にあかんと言っているわけでなしに、もっと勉強すべきである。しかし今ここで論議しようとするにはちょっとその震災を余りにも口実にし過ぎていないか。配慮を欠いていないかという立場で反対の立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） あらかじめ時間の延長を行います。

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

この福井県は、原子力発電所が立地する本県においては大変たくさんありまして、今現在、嶺南におきましても国の対応が大変おこなれております。

そういった中で、こういう農産物の風評被害、また原発事故を起こさない安全対策の徹底により、農業者が安心して農産物を生産できる環境と安全な食料を供給していけるという形で一刻も早く意見書を提出するものでございます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

この案件は起立により採決します。

発議第2号、安心・安全な地域社会づくりと農業の発展に向けた意見書の提出についての件を原案のとおり賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第14 閉会中の継続審査の申出～

○議長（河合永充君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査の申出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、議会広報特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革特別委員会、温泉利活用特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

暫時休憩します。

(午後 5時00分 休憩)

(午後 5時02分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了しました。

したがいまして、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

各議員におかれましては、去る6月1日開会以来13日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願い申し上げまして、平成23年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成23年度補正予算を初めとする重要案件につきまして慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

現在、国内及び国際的な経済、金融の低迷、人口減少時代の本格化、社会情勢の急激な変化や厳しさを増す財政状況など、国と地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化をしております。さらには、東日本大震災の復旧、復興、福島原子力発電所事故の収束に向けた一刻も早い対策が求められているところであります。国におきましては、第2次補正予算を初め関連する法案等の審議を進め、国を挙げて全力で取り組んでいただくようお願いするものであります。

町におきましても、このたびの震災においてこれまでとは違った多くの課題が

あります。そのため、地域防災計画の見直しや自主防災組織協議会の設立、地区別防災訓練の実施など、住民の安全確保のために防災意識の高揚と危機管理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、これまで過去5年間、財政健全化に向けた努力を重ねてまいりました。行財政改革への取り組みなど町財政の状況を十分に町民にお知らせしご理解いただき、これまでも増して将来を見据えた効率的な行財政運営と、ますます多様化する時代のニーズに対応するため、さまざまな課題について選択をしながら積極的に取り組み、迅速に解決していきたいと考えております。

副町長の選任についてご同意を賜りました。まことにありがとうございます。

今後の町政推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら、ふるさとの生活や産業に新しい活力を生み出し、町の活性化とすべての町民の幸せのためにまちづくりを進め、行財政改革を積極的に進めながら、また防災危機対策の体制を強化し、夢と希望が持てるまちを築くため最善の努力をしてまいります。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

(午後 5時06分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員